

議事要旨(2) 金融商品専門委員会における検討状況について② (金融負債)

冒頭、加藤副委員長(専門委員長)から、金融負債の分類及び測定について、IASBが2010年第4四半期中にも最終化する予定であることが説明された上で、関口専門研究員から、IFRSとのコンバージェンスを図る観点で、平成23年第1四半期に「検討状況の整理」を公表する方向で作業を進めてはどうかとの事務局からの提案及び専門委員会において示された意見について、説明がされた。

説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、金融負債の分類及び測定については、トレーディング目的である金融負債の取扱い等、金融資産と比べて日本基準とIFRSの間で差異が大きいため、論点の検討を慎重に進めるべきとの発言があった。
- ある委員から、事務局から示されている論点(案)以外にも、一連の金融商品会計基準全体の問題として、基準改正時点で遡及適用とすべきか等についても、論点に加えるべきとの発言があった。この点について、事務局から、遡及適用についてはIASBでも審議されており、検討状況の整理の段階とするか、公開草案の段階とするかの判断はあるが、今後、論点に加えるか検討したいとの発言がされた。
- ある委員から、転換社債型新株予約権付社債が資金調達ツールとして広く使われていることを踏まえると、これに関する取扱いを検討する場合には、市場に対する影響を考慮しつつ、審議を進めるべきとの発言があった。

以上